

審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第4条第1項
処 分 の 概 要：銃砲又は刀剣類の所持の許可
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項、同第4条第3項（所持許可）、同第4条の2（許可の申請）、同第5条（許可の基準）、同第5条の2（猟銃及び空気銃の許可の基準の特例）、同第9条の5第1項（射撃教習） 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第1条（産業の用途に供するため必要な銃砲）、同第1条の2（銃砲の所持が許可される試験又は研究）、同第2条（国際的な規模で開催される運動競技会等）、同第3条（国際的又は全国的な規模で開催される運動競技会等）、同第5条（空気銃又は猟銃を所持しようとする者についての推薦）、同第5条の2（政令で定める病気）、同第5条の3（銃砲の構造又は機能の基準）、同第5条の4（講習課程修了者と同等以上の知識を有する者）、同第5条の5（政令で定める罪）、同第5条の6（猟銃の所持の許可の基準の特例）、同第5条の7（ライフル射撃競技等） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、同第4条（申請書の様式等）、同第4条の2第1項（申請書の添付書類）、同第6条の3（猟銃若しくは空気銃の構造又は機能の基準等） 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第四号に規定する政令で定める者が行う推薦の数を定める規則 猟銃の口径の長さの特例に関する規則 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第一条の二第二号の銃砲の範囲を定める命令
審 査 基 準：別紙のとおり
標準処理期間：35日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申 請 先：
問 い 合 わ せ 先：
備 考：